岡事指第１３０号

平成３０年４月１３日

指定居宅介護支援事業者　様

岡山市長　大森　雅夫

（　公　印　省　略　）

平成３０年度前期以降の居宅介護支援費の算定に係る

特定事業所集中減算の取扱いについて　その２（通知）

　先に平成30年3月14日付け岡事指第2080号（平成29年度集団指導資料　居宅介護支援編P１１０に掲載）で平成30年度前期以降の特定事業所集中減算の取扱いについてお知らせしたところです。

その後、厚生労働省の「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の改定、及び「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol,1）」（平成30年3月23日）（以下で「Q＆A（Vol,1）」）が発出されました。

つきましては、平成30年度前期以降の特定事業所集中減算の取扱いについて一部変更事項がありますので、以下のとおり、取り急ぎお知らせします。

なお、平成30年度の報酬及び基準の改定については、厚生労働省のホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/30_seido_kaisei.html>)に各種法令、通知、Q＆A等が掲載されております。随時、確認していただき、遺漏のない取扱いを行ってくださいますようよろしくお願いいたします。

記

１　平成30年度前期の判定期間について

　平成30年4月～8月（平成30年に限り3月は含まない。）（裏面参照）

２　通所介護と地域密着通所介護の居宅サービス計画数の算出方法について

　　平成30年度前期以降においても、各サービス毎の計算が原則であるが、通所介護と地域密着型通所介護については、合わせて計算する方法も選択できる。「Q＆A（Vol,1）」(裏面参照)

【担当】岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課 訪問居宅事業者係

〒700-0913　岡山市北区大供三丁目１－１８　ＫＳＢ会館４階

電話：(086)212-1012　　FAX：(086)221-3010

　参 考

１「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（平成28年5月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡）

 (問)　平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（回答）平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

２「平成30年度介護報酬改定に関するQ＆A（Vol,1）」（平成30年3月23日）

（問135）平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報Vol.553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。

（答）貴見のとおりである。

３「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

１０　特定事業所集中減算について

（１）判定期間と減算適用期間

　居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

①　判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。

②　判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

　なお、大臣基準告示において第83号の規定は平成30年4月1日から適用するとしているが、具体的には、①の期間（平成30年度においては、4月1日から8月末日）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日からの居宅介護支援から適用するものである。